魚沼市プレミアム認定品の二次利用における魚沼市プレミアム表示ガイドライン

魚沼市プレミアム認定品を原材料とした加工品(調理したものを含む)等(以下「二次利用」という。)における「魚沼市プレミアム」の表示のあり方(ガイドライン)は、関係する要綱等に定めるほか、次のとおりとする。

- 1. 二次利用における「魚沼市プレミアム」の表示(以下「二次利用マーク等」という。)は、 次のとおりとする。
 - (1) 二次利用マークは次のとおりとし、優先して使用するものとする。
 - ・ 魚沼市プレミアム認定品と同じく、色彩等の詳細については、「魚沼市プレミアムデザインマニュアル」に定めるとおりとする。
 - ・ ロゴマークの下に黒色で「魚沼市プレミアム〇〇使用」と明記し、〇〇の部分に二次 利用する魚沼市プレミアム認定品の品目を書く
 - レイアウト、その他については魚沼市プレミアム認定品に準じる
 - (2) やむを得ず二次利用マークが使用できない場合は、次のとおりとする。
 - 「魚沼市プレミアム〇〇使用」と明記し、〇〇の部分に二次利用する魚沼市プレミアム認定品の品目を書く

例えば、レストランのメニューや旅館等で提供する料理など二次利用マークの使用ができない場合などを想定しており、基本は二次利用マークを使用する

- 2. 二次利用マーク等は、魚沼市プレミアム認定制度の趣旨を理解している次の者が使用することができる。
 - (1) 二次利用する魚沼市プレミアム認定品の認定事業者が認めた者
 - (2) 明らかに魚沼市プレミアム認定品を二次利用していると証明できる者

例えば、認定事業者からの直接仕入でなく市場等で購入した魚沼市プレミアム認定品 を二次利用する場合等を想定している

- 3. 二次利用マーク等を使用するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。
- (1)二次利用における原材料の仕入先や数量等の追跡調査(トレースバック)ができること
- (2)二次利用における原材料のうち、二次利用する魚沼市プレミアム認定品の品目において魚沼市プレミアム認定品以外の原材料が含まれないこと
- (3) 二次利用の主たる原材料が魚沼市プレミアム認定品であるか、二次利用の商品名等の呼称に二次利用する魚沼市プレミアム認定品の品目名が含まれていること
- 4. 二次利用にあたっては、魚沼市プレミアムの品位を毀損することのないように努めな

ければならない

例えば、一緒に使用する原材料がいわゆるB級品であったり、食品添加物等を多用したりするなどは忌避すべき事項である